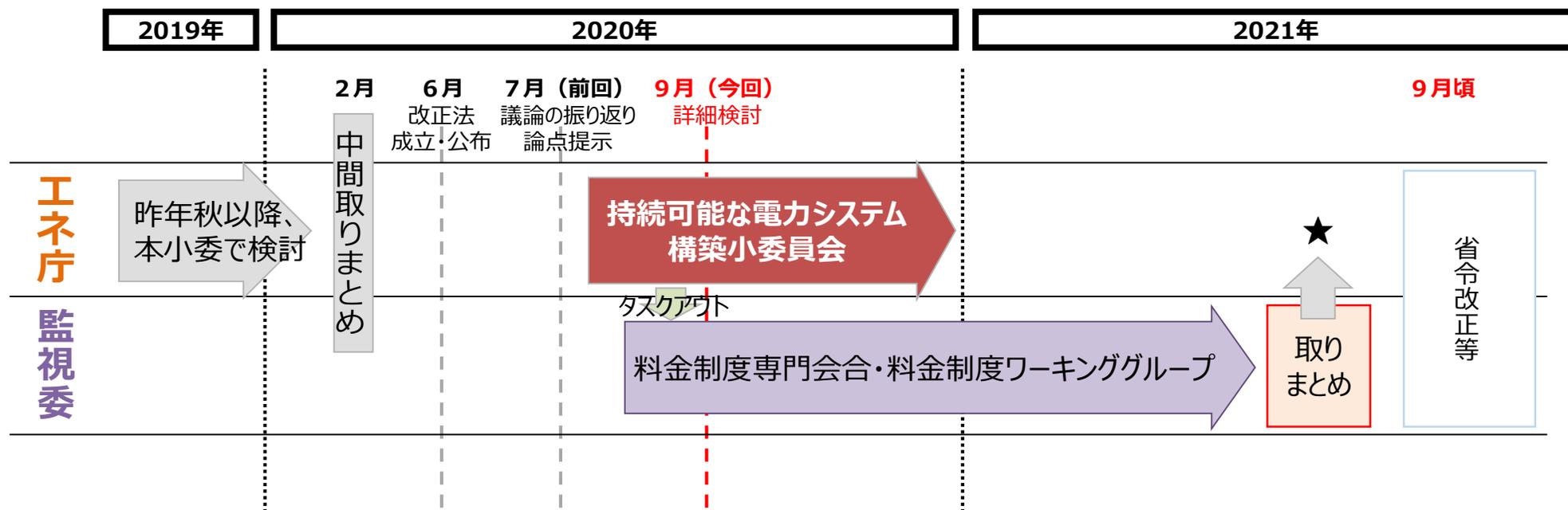


【論点①】事前準備時、規制期間中、次期規制 期間に向けた、申請、承認、認可等の 業務フローの基本的考え方

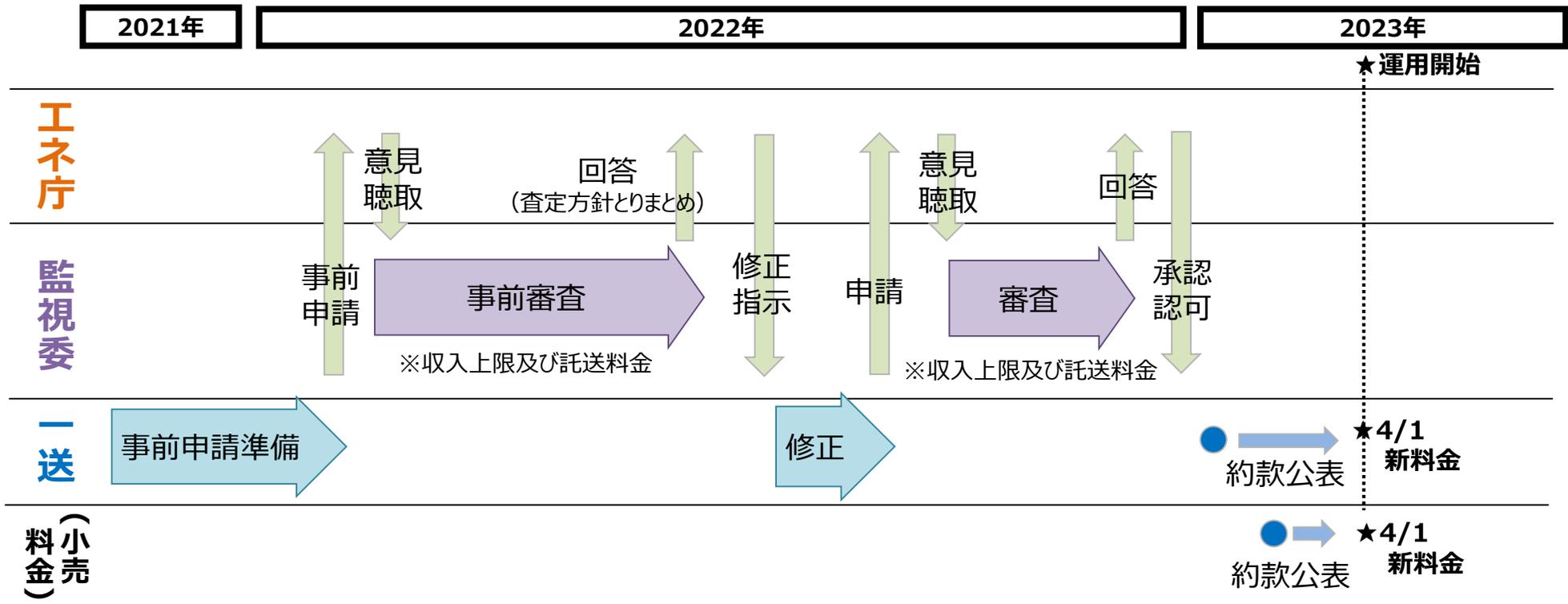
事前準備時のスケジュール、電力・ガス取引監視等委員会・消費者庁の関与

- 収入上限及び託送料金の運用・審査及び投資確保等に係る事項について、**7月30日に電力・ガス取引監視等委員会に設置された「料金制度専門会合」**においても議論が開始された。引き続き、本小委と連携して詳細検討を行っていく。また、消費者意見の反映の観点から、**本小委及び料金制度専門会合**においては、消費者団体の代表を委員とするとともに、消費者庁をオブザーバーとして議論を進めているところ。
- 今後は、本小委においては、**必要に応じて審議を行う**とともに、**基本的には電力・ガス取引監視等委員会において詳細設計を進め、来年の夏頃に取りまとめ**を行うこととしてはどうか。



- レベニューキャップ制度の詳細設計や省令改正、審査、周知期間等を加味し、**収入上限を踏まえた託送料金の開始を2023年4月1日**としてはどうか。

収入上限（レベニューキャップ）の審査スケジュール（案）



※ 改正電気事業法のレベニューキャップ制度の規定は、上記スケジュールを実施する上で、適切なタイミングで施行することを想定。

事前準備時のスケジュール（続き）

- レベニューキャップ制度は、事業者の収入上限を承認する仕組みであることから、一般送配電事業者は、その収入上限の範囲内で託送料金を設定することが可能。
- 他方、事業者が申請する託送料金が明らかでない中で収入上限の審査を行うことは、託送料金の予見性や透明性の確保の観点から十分とは言えない。このため、収入上限の承認申請と並行して、規制期間中の毎年分の託送料金の認可申請を進めることとしてはどうか。
- なお、1 F の廃炉の円滑かつ着実な実施を担保するため、東電PGの経営合理化努力による利益を1 F 廃炉に充てられる託送収支上の制度措置が行われてきた。レベニューキャップ制度導入後も、令和元年12月の閣議決定を踏まえた対応が必要ではないか。
- 具体的には、事故後の送配電事業の経営合理化によって1 F 廃炉に充てる額については、引き続き、レベニューキャップ制度の中でも確保できる仕組みとすることとしてはどうか。

(参考) 送配電事業の合理化分の扱い

- 送配電事業を営む東電パワーグリッドの合理化分を確実に 1 F 廃炉に充てられるようにするため、毎年行われる託送収支の事後評価に例外を設ける。
- 具体的な制度的措置として、託送収支の事後評価において、東電パワーグリッドの合理化分のうち、1 F 廃炉に充てる分について、①超過利潤から除外するとともに、②託送費用の実績として算入する。
- なお、超過利潤から除外する合理化分を料金原価に算入することは認めない。

<具体的対応>

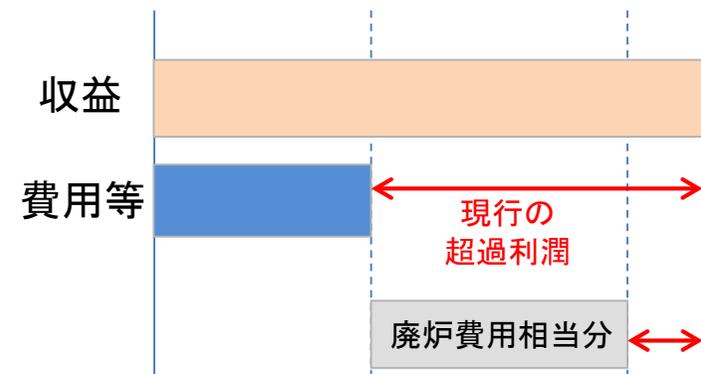
①ストック管理との関係

東電 P G が東電 H D に対して支払う 1 F 廃炉費用相当分について、託送収支の事後評価に際し、超過利潤と扱われないようにするために、費用側に整理して取り扱われるような制度的措置を講じる。

②乖離率との関係

東電 P G が東電 H D に対して支払う 1 F 廃炉費用相当分について、託送収支の事後評価に際し、実績単価の費用の内数として扱われるようにする制度的措置を講じる。

<イメージ図>



新たな考えに基づく超過利潤

「超過利潤」≡
営業収益 - 営業費用 - 事業報酬額

(参考)「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針 関連部分抜粋 (令和元年12月20日 閣議決定)

Ⅱ.「復興・創生期間」後の基本方針

1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組

(2) 原子力災害被災地域

①事故収束（廃炉・汚染水対策）

- ・廃炉の実施責任を有する東京電力が廃炉を確実に実施するため、災害に対応し電力の安定供給を確保する観点から、電力ネットワークの強靱化等を進めていく中でも、必要な資金の捻出に支障を来すことのないよう、規制料金下にある送配電事業における合理化分を、引き続き確実に廃炉に要する資金に充てることを可能とする対応を行う。